

税

令和6年度から 森林環境税（国税）の課税が始まります

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。その税収は、町や道が行う「森林の整備促進」に関する経費などに充てられます。

		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	—	1,000円
道民税	個人住民税	1,500円 (1,000円+500円増額)	1,000円
町民税	均等割	3,500円 (3,000円+500円増額)	3,000円
計		5,000円	5,000円

※個人住民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円が増額され課税されてきました。この臨時的措置が終了し、新たに森林環境税が導入されますので、年税額は変わりません。

所得申告

年金受給者などの所得の申告・相談窓口の開設

- 【対象】** 令和6年1月1日現在、町内に住所があり、年金所得のある方、昨年収入のない方、障害年金、遺族年金などを受給している方。
※年金所得と給与所得の両方がある方は下記の日時でも受け付けできますが、混雑が予想されるので2月16日(金)から3月15日(金)までの確定申告期間でも受け付けています。
※年金所得のない方、年金所得のほかに不動産所得、事業所得などがある方の申告は、確定申告期間の受け付けになるので注意してください。日程などは、広報2月号に掲載します。

【日時・会場】

2月2日(金)	竹浦コミセン	7日(水)	萩野公民館
5日(月)	萩野公民館	8日(木)	白老コミセン
6日(火)	萩野公民館		

【受付時間】 9時30分～15時 ※2月7日は14時で終了します。

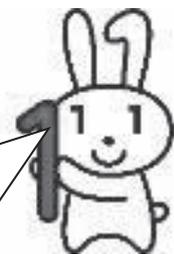
【申告に必要なもの】

- マイナンバーカード（作成していない方は、通知カード+運転免許証、健康保険証などの本人確認書類）※扶養者がいる場合は扶養者のマイナンバーカードなど
- 令和5年中の収入金額の分かるもの（年金や給与の源泉徴収票など）
- 生命保険料や地震保険料などの領収書
- 医療費控除の対象となる方は事前に作成の医療費明細書（明細書は役場税務課窓口または各郵便局窓口で配布します。医療費控除の明細書の作成は、事前に自宅で済ませてください）
- 障害者の方は手帳や証明書
- 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の収入金額が分かる資料（配偶者特別控除について、配偶者の所得金額が133万円まで受けられます）
- 預貯金通帳（所得税の還付がある場合）

問い合わせ先：税務課 住民税グループ ☎82-2659

申告会場でマイナンバーカード申請の お手伝いをします！

町内に住民登録がある方で、一度も申請をしたことがない方は、無料で写真撮影も行いますので、必要な書類などは問い合わせしてください。



問い合わせ先：町民課 戸籍グループ ☎82-2674